

### 佐賀県規則第3号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和36年佐賀県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
(特定建築物の定期報告)	(特定建築物の定期報告等)																								
<b>第6条 略</b> 2 省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の表の各号の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号の右欄に定めるとおりとする。	<b>第6条 略</b> 2 省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の表の各号の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号の右欄に定めるとおりとする。																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">建築物</th> <th style="width: 50%;">報告の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 略</td> </tr> <tr> <td>2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。次号及び第4号において同じ。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3・4 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">5 略</td> </tr> <tr> <td>6 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物（同項の規</td> <td style="text-align: center;">平成29年を始期とし、3年ご</td> </tr> </tbody> </table>	建築物	報告の時期	1 略		2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。次号及び第4号において同じ。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの	略	3・4 略		5 略		6 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物（同項の規	平成29年を始期とし、3年ご	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">建築物</th> <th style="width: 50%;">報告の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 略</td> </tr> <tr> <td>2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3・4 略</td> </tr> <tr> <td>5 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、<u>法別表第1（い）欄（四）項に掲げる用途に供するもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>平成29年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">6 略</td> </tr> </tbody> </table>	建築物	報告の時期	1 略		2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの	略	3・4 略		5 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、 <u>法別表第1（い）欄（四）項に掲げる用途に供するもの</u>	<u>平成29年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u>	6 略	
建築物	報告の時期																								
1 略																									
2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。次号及び第4号において同じ。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの	略																								
3・4 略																									
5 略																									
6 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物（同項の規	平成29年を始期とし、3年ご																								
建築物	報告の時期																								
1 略																									
2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（同項の規定により国土交通大臣が定めるものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの	略																								
3・4 略																									
5 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、 <u>法別表第1（い）欄（四）項に掲げる用途に供するもの</u>	<u>平成29年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで</u>																								
6 略																									

改正前	改正後
<div data-bbox="232 252 651 341" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>定により国土交通大臣が定めるものを除く。)</p> </div> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p><b>第7条</b> 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項の表の第1号から第3号まで及び第6号に掲げる建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。)の居室にあつては、法第28条第2項ただし書の規定により設けられた換気設備(政令第20条の2第1号ハに規定する構造を用いた中央管理方式の空気調和設備に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前条第2項の表の第1号から第3号まで及び第6号に掲げる建築物にあつては、政令第126条の2第1項の規定により設けられた排煙設備(政令第126条の3第8号の排煙機を設けた場合に限る。)</p> <p>(4) 前条第2項の表の第1号から第3号まで及び第6号に掲げる建築物にあつては、政令第126条の4第1項の規定により設けられた非常用の照明装置(開放型の蓄電池又は蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたものを予備電源として用いるものに限る。)</p> <p>2～5 略</p>	<div data-bbox="1160 252 2033 341" style="border: 1px solid black; height: 50px;"></div> <p>3 <u>省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める期間のうち、同条第2項第7号に定める書類については、当該書類を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。</u></p> <p>(建築設備等の定期報告等)</p> <p><b>第7条</b> 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項の表の第1号から第3号まで及び第5号に掲げる建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。)の居室にあつては、法第28条第2項ただし書の規定により設けられた換気設備(政令第20条の2第1号ハに規定する構造を用いた中央管理方式の空気調和設備に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前条第2項の表の第1号から第3号まで及び第5号に掲げる建築物にあつては、政令第126条の2第1項の規定により設けられた排煙設備(政令第126条の3第8号の排煙機を設けた場合に限る。)</p> <p>(4) 前条第2項の表の第1号から第3号まで及び第5号に掲げる建築物にあつては、政令第126条の4第1項の規定により設けられた非常用の照明装置(開放型の蓄電池又は蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたものを予備電源として用いるものに限る。)</p> <p>2～5 略</p>

改正前	改正後																		
<p>第15号様式（第15条関係）</p> <p>正</p> <p>略</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>略</p> <p>【13 工事着手予定年月】 平成 年 月 日</p> <p>【14 工事完了予定年月】 平成 年 月 日</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 798 1106 922"> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(注) 略</p> <p>第15号様式（第15条関係）</p> <p>副</p> <p>略</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>略</p> <p>1 申請年月日 平成 年 月 日</p> <p>2・3 略</p> <p>(注意) 略</p>	略		略	平成 年 月 日		平成 年 月 日	略		略	<p>6 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める期間のうち、同条第2項第8号及び第9号に定める書類については、当該書類を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間とする。</p> <p>第15号様式（第15条関係）</p> <p>正</p> <p>略</p> <p>年 月 日</p> <p>略</p> <p>【13 工事着手予定年月】 年 月 日</p> <p>【14 工事完了予定年月】 年 月 日</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 798 2033 922"> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(注) 略</p> <p>第15号様式（第15条関係）</p> <p>副</p> <p>略</p> <p>年 月 日</p> <p>略</p> <p>1 申請年月日 年 月 日</p> <p>2・3 略</p> <p>(注意) 略</p>	略		略	年 月 日		年 月 日	略		略
略		略																	
平成 年 月 日		平成 年 月 日																	
略		略																	
略		略																	
年 月 日		年 月 日																	
略		略																	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築基準法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。